

手数料表

当社は人材紹介手数料に関し、職業安定法第32条の13、職業安定法施行規則第24条の5に則り、下記の項目を明示します。実際に適用する手数料につきましては、契約書などにより下記の範囲内で定めた手数料を適用させていただきます。

- 【求職受付手数料】**
 求職(取扱職業のうち芸能、家政婦(夫)、配せん人、調理士、モデル、マネキンの場合のみ)の申込を受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。
 - 求職の受付1件につき 690 円
 - ただし、同一の求職者からの求職の申込の受理が、1ヶ月間に3回を超えては、申し受けません。

- 【届出制手数料に係る手数料表】**

類型	サービスの種類及び内容	手数料の上限額及び負担者
共通	求人を受け付ける時の事務費用	0 円
共通	【職業紹介サービス】 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	【成功報酬】 <期間の定めのない雇用契約の紹介の場合> 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>40%</u> (または <u>2,000,000円</u>) <期間の定めのある雇用契約の紹介の場合> 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>40%</u> (または <u>2,000,000円</u>) 手数料負担者は <u>求人者</u> とします。
一般登録型	【職業紹介の付加サービス】 求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス * 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	【成功報酬】 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>40%</u> (または <u>2,000,000円</u>) 手数料負担者は <u>求人者</u> とします。
サーチ／スカウト型	特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	【着手金】 10,000円 【活動1日当たり】 30,000円 【成功報酬】 <期間の定めのない雇用契約の紹介の場合> 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>60%</u> (または <u>3,000,000円</u>) <期間の定めのある雇用契約の紹介の場合> 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>60%</u> (または <u>3,000,000円</u>) 手数料負担者は <u>求人者</u> とします。
再就職支援型	就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	【着手金】 1名あたり 50,000円 【相談・助言終了時】 1名あたり 50,000円 【成功報酬】 1名あたり 50,000円 手数料負担者は <u>関係先雇用主</u> とします。

上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。

◆返戻金制度に関する事項◆

当社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合90%
- (2) 入社後2ヶ月以内に雇用契約が終了した場合70%
- (3) 入社後3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合50%

ただし、専ら求人者の都合により短期退職をすることとなった場合においては、この返戻金制度は適用しません。また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許 可 番 号 29-ユ-050003
 事 業 所 の 名 称 株式会社トーヨーワーク
 事 業 所 の 所 在 地 奈良県大和郡山市筒井町井町571番地8-204号